従前の土地
所在　刈谷市半城土町掛貝39番４
地目　宅地
地積　216.22㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　6,021,670円
換地処分後の土地
街区番号　38街区６－３画地
所在　刈谷市半城土西町二丁目３番７
地目　宅地
地積　152.99㎡
部分　全部
権利価額　6,021,670円
清算金　０円
合計
清算金　交付　607円
供託すべき金額　607円
記事　敷地権割合　648512分の8488
上記　石橋　優に対する通知の内容
西三河都市計画事業刈谷半城土高須土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりであります。よって、土地区画整理法第103条第１項の規定により通知します。
従前の土地
所在　刈谷市高須町番山14番２
地目　宅地
地積　90.11㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　3,054,582円
所在　刈谷市半城土町掛貝37番
地目　宅地
地積　4,230.00㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　100,870,990円
所在　刈谷市半城土町掛貝41番１
地目　宅地
地積　895.71㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　21,263,500円
換地処分後の土地
街区番号　38街区９－１画地
所在　刈谷市半城土西町二丁目３番10
地目　宅地
地積　4,449.36㎡
部分　全部
権利価額　125,142,660円
清算金　交付　46,412円
供託すべき金額　611円
従前の土地
所在　刈谷市半城土町掛貝39番４
地目　宅地
地積　216.22㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　6,021,670円
換地処分後の土地
街区番号　38街区６－３画地
所在　刈谷市半城土西町二丁目３番７
地目　宅地
地積　152.99㎡
部分　全部
権利価額　6,021,670円
清算金　交付　611円
供託すべき金額　611円
記事　敷地権割合　648512分の8541
（教示）
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛知県知事に対し審査請求をすることができます。
この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に刈谷市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起することができます。
なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを愛知県刈谷市半城土中町一丁目10番地６の半城土市民館敷地内にある掲示板において掲示する。

会社その他の公告

解散公告
当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
茨城県水戸市鯉淵町一八四二番地一
有限会社平井商事
清算人　平井　光男

解散公告
当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
埼玉県北葛飾郡松伏町田中一－一八－一
株式会社日本総合サービス
清算人　牛込　義昭

解散公告
当社は、平成二十三年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
千葉市花見川区柏井四丁目二一番三二号
マンラク株式会社
代表清算人　髙橋　千恵

解散公告
当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
東京都新宿区西新宿五丁目三番一七号
有限会社大熊ビル
清算人　大熊虎太郎

解散公告
当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
東京都小金井市貫井北町二丁目一番七号
有限会社ティブレーン
清算人　髙桑みどり

解散公告
当社は、平成二十三年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
東京都千代田区平河町二丁目一六番一五号
北野アームス一〇階　キール株式会社
代表清算人　大林　義和

解散公告
当社は、平成二十三年八月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年八月十九日
東京都千代田区平河町二丁目一六番一五号
北野アームス一〇階　キール合同会社
清算人　キール株式会社
職務執行者　大林　義和